

報道資料

平成27年2月12日
消費・生活安全課
食品安全推進係
担当：中谷、榑谷
内線：3182、3185
ダイヤル：27-8681

食中毒事件の発生について ～ノロウイルスによる食中毒～

平成27年2月10日（火）午後5時頃に、大阪府から「2月8日（日）に桜井市内の飲食店を利用した1グループの中で複数の者が食中毒様症状を呈している」旨の連絡が当課にありました。

飲食店を管轄する桜井保健所及び患者を管轄する同保健所等が調査したところ、2月8日（日）に1グループ34名が同飲食店で食事を喫食しており、調査が終了した31名中16名が腹痛、下痢、おう吐等の食中毒様症状を呈し、うち8名が医療機関を受診していることが判明しました。

調査の結果、有症者の共通食は当該飲食店の食事以外にないこと、有症者の症状が類似していること、有症者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したこと、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、同保健所は当該飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日から3日間の営業停止を命じました。

なお、入院患者及び重症者はおらず、全員快方へ向かっています。

発生日時	平成27年2月8日（日） 午後10時30分（初発）～
有症者関係	有症者数：16名 男性：16名（26歳～56歳） 受診者：8名（うち入院者なし）
主症状	有症者（16名）の状況 下痢：13名（1から20回） 腹痛：11名 おう吐：9名（1から7回） 発熱：8名（37.0℃から38.1℃） ※症状の重複を含む
原因施設	所在地： 名称： 営業者： 業種： 【報道資料提供後、一定期間が経過していますので、施設情報は削除しています。】
原因食品	調査中
病因物質	ノロウイルス
検査状況	有症者のふん便：12名（8名からノロウイルス検出、3名は検査中） 調理従事者のふん便：5名（3名からノロウイルス検出）
措置等	行政処分：2月12日（木）～2月14日（土）まで3日間の営業停止 指導事項：施設の洗浄・消毒、調理従事者の衛生管理の徹底、 調理従事者に対する衛生教育

メニュー	天ぷら（エビ、とり、なすび、ししとう）、ぶりの照り焼き、 造り（まぐろ、山芋）、ごま豆腐、茶碗蒸し、にゅうめん、炊き込みご飯、 飲み物（ビール、日本酒、ウーロン茶、コーラ）
------	--